

役場からのお知らせ

役場からのお知らせ

太陽光発電施設の届出が必要になります

● 県北広域本部景観建築課 ☎0968(25)2724
10月1日から、町の一部の地域で、太陽光発電施設(建築物の屋根に設置するものを除く)を新たに設置する場合には、届出が必要になります。

※太陽光発電施設に関する景観ガイドラインもあわせてご覧ください。



町ホームページ



詳しくはこちらから

障がいのある人が受給できる各種手当

☎ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

一定基準以上の障がいがある場合、次の手当を受給できる可能性があります。

詳細は問い合わせるか、町ホームページに掲載している各種手当のしおりをご覧ください。

手当の名称	対象となる人	手当月額
特別児童扶養手当	身体または精神に、中度以上の障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母(所得が高い方)あるいは父母に代わってその児童を養育している人	1級：52,400円 2級：34,900円
特別障害者手当	著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	27,300円
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人	14,850円

※所得が一定額以上ある場合など、受給できない場合があります。

危険なブロック塀などの撤去

危険ブロック塀等

安全確保支援事業補助金

☎ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

地震発生時の人身事故防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する費用の補助を行います。

◆対象事業費

- 次の要件をすべて満たすブロック塀の撤去に要する費用(ブロック塀には、レンガ塀や看板等の工作物も含む)
- 通学路などに面している
- 道路面からの高さが80cm以上
- ブロック塀自体の高さが60cm以上
- ヒビ、ぐらつき、傾きがあるなど、危険な状態である

※町が現地調査を行い、要件を満たすか判断します。まずは

電話でご相談ください。

- ◆補助金額 10分の10(上限20万円)かつ1・2万円/辺
- ◆申請期限 11月30日(水)

生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

◆対象事業費

- 次の要件を満たす生垣の設置に要する費用
- 植栽場所が公衆用道路に面している
- 植栽場所の長さが5m以上
- 外部から眺望できる高さが70cm以上
- 植栽間隔が1m当たり2本以上

◆補助金額

3分の1以内(上限5万円)



雨水タンク・雨水浸透柵の設置費用の一部を補助します

☎ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

雨水タンク設置費補助金

雨水タンクを設置することで、雨水を貯めて庭の水まきや洗車などに利用することができ、節水することができます。

◆交付対象者

町内に住宅用家屋を所有し居住する、一定の要件に当てはまる人

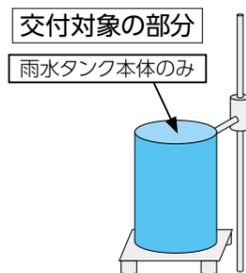
◆交付対象タンク

雨どいに接続された有効貯水量50ℓ以上で散水ができ、5年以上使用ができる構造のタンクのうち、令和4年度内に購入・設置したもの。

◆補助額

購入額の2分の1(千円未満切り捨て)

- 200ℓ未満のタンク 上限 2万4千円
- 200ℓ以上のタンク 上限 3万5千円



雨水浸透柵設置費補助金

雨水浸透柵を設置することで、雨水を地中に浸透させて冠水などの都市型災害を軽減するとともに、地下水の保全とかん養ができます。

◆交付対象者

地下水の保全とかん養を目的に雨水浸透柵を設置する人のうち、

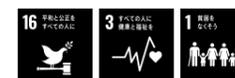
- 町内の住宅などに雨水浸透柵を設置する土地所有者か使用者(設置前に申請が必要)
 - 雨水浸透柵が設置された新築住宅を購入した住宅購入者(購入後すぐに申請が必要)
- 補助金が受けられない地域もあるので、詳しくはお問い合わせください。

◆交付対象柵

雨どいに接続された雨水浸透柵のうち、雨水浸透柵標準布設構造図以上の規格のもの。(雨水以外が流入する柵は補助対象外)

- ◆補助額 1基当たり1万6千円(上限：4基 6万4千円)

10月は“里親月間”です



☎ 慈愛園乳児ホーム 養育家庭支援センターきらきら ☎(383)8100

メールアドレス：kirakira@jiaien.or.jp

ホームページ：https://jiaien-nyujihome.com/ 里親支援 /

里親制度とは、児童福祉法に基づいて、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する子どものための制度です。

里親制度をご存じですか？

里親制度は、必要性が高い制度でありながら、まだまだ認知度が低く、里親不足などの理由により効果的に活用できていない状況です。里親には養育里親、養子縁組里親、親族里親などの種類があり、最近では、共働き世帯、子育て中の世帯の登録も増えています。里親になるには特別な資格はいりません。要件を満たし、面接や研修・実習を受けていただき、熊本県知事の認定が必要になります。

Q. 共働きでもできるの？

A. 共働き世帯でも問題はありません。各家庭の状況と委託する子どもの状況を併せて委託を検討します。保育園、幼稚園の利用も可能です。

Q. 実子がいてもできるの？

A. できます。しかし、実子の気持ちと理解が大事になります。

Q. 子育てって、お金がかかるから心配…

A. 子どもの年齢に応じて、生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。また、養育里親の場合には、里親手当も支給されます。

Q. 里親なんて難しそう…

A. 委託を受けた子どもの養育については、さまざまな機関がサポートします。